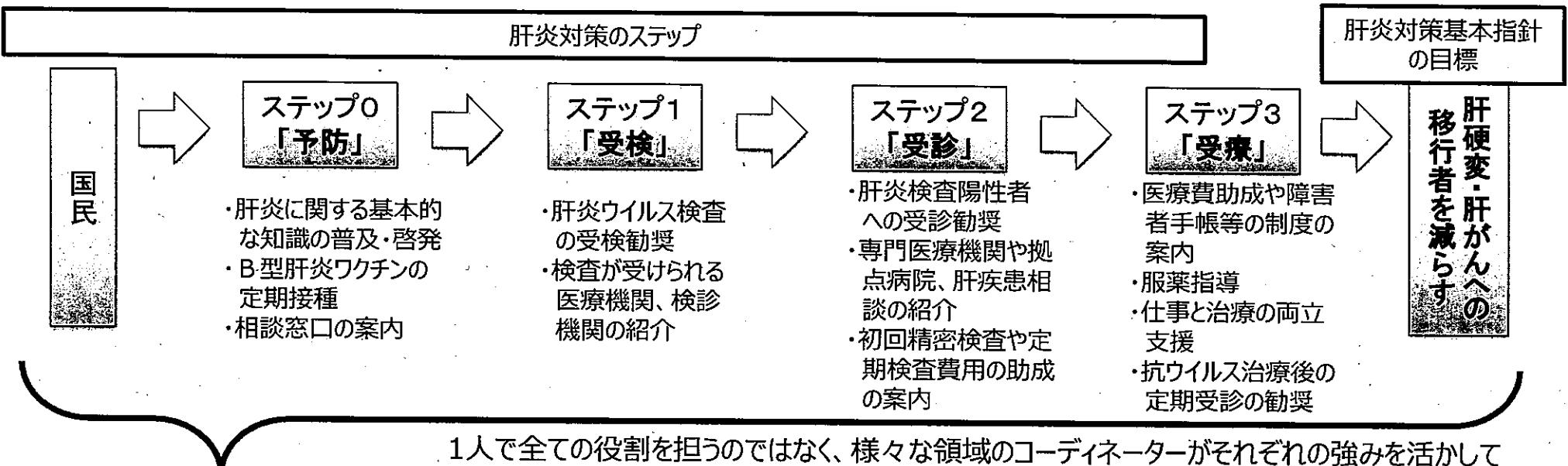


# 肝炎医療コーディネーターについての考え方の概要



1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者（国民）をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

## 肝炎医療コーディネーター

保健師



患者会  
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

## 京都府肝炎医療コーディネーター制度について

### ➤ これまでの協議会でいただいた主なご意見

#### 【対象者について】

- ・ 国の通知文では、国家資格等がない一般人がコーディネーターになることについて制限されていない。また患者やその家族が当事者の視点で支援にあたることは有意義である旨が記載されている。
  - 例1) 佐賀県：医療関係者以外もコーディネーターとして養成
  - 例2) 岡山県：医療系の国家資格の有資格者に限定  
(製薬会社社員がコーディネーターとなると、利益相反に抵触)
- ・ 立ち上げ期は対象者を少し絞った方がよいのでは。

#### 【役割について】

- ・ コーディネーターが間違った知識を流布するのは避けなければならない。
- ・ 医療関係者以外のコーディネーターについては、役割や患者への助言内容に一定制限を設けるべき。
- ・ 国の通知文では、守秘義務をもつ職種と持たない職種で役割が異なり、守秘義務のない肝炎医療コーディネーターの役割は、一般的な普及啓発等が中心と記載がある。
- ・ 多様な人材を育成対象に含め、役割については一定の線引きが必要である。

#### 【その他】

- ・ 受講者のインセンティブとなるよう、認定証等を発行してはどうか。
- ・ 間接的な公表の手段として、肝炎医療コーディネーターが所属する保健所、医療機関及び薬局に、コーディネーターがいることが判るポスター等を掲示してはどうか。

### ➤ その他論点

- ・ 名称
- ・ 営利目的の活動の制限
- ・ 養成研修の標準プログラム
- ・ 認定試験

## 京都府肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、京都府肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

### （基本的な役割）

#### 第2条

- 1 京都府肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### （活動内容）

第3条 京都府肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、京都府肝炎医療コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特定の医療機関等や商品への誘導は行わないこととする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関、薬局、歯科
  - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
  - エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言
  - オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村等の肝炎対策担当部署
  - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
  - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業及び団体、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
  - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
  - ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
  - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (4) ~~(1) から (3) までの機関以外の機関~~肝炎患者及びその家族
- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発
  - イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

#### 第4条

- 1 京都府肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 府は、府内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村等の肝炎対策担当部署に京都府肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による京都府肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 府は、京都府肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 府は、京都府肝炎医療コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

#### 第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を京都府肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。
  - (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村等で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
  - (2) ~~府又は京都府肝疾患診療連携拠点病院が実施する養成研修を受講し、習熟度に~~関する試験に合格した者
  - (3) 京都府内に住所を有する者又は京都府内の施設、企業又は団体に勤務する者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 第1項に規定する要件を満たし、京都府肝炎医療コーディネーターとしての

認定を希望するものは、京都府肝炎医療コーディネーター認定申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

- 4 知事は、前項の申請を適當と認め、京都府肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第2号）を交付し、京都府肝炎医療コーディネーター名簿（様式第3号）に登録を行うものとする。
- 5 知事は、京都府肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。なお、第1号の規定により認定を取り消した場合はその旨を公表するものとする。
  - (1) 京都府肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
  - (2) 疾病その他の理由により京都府肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき
  - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき

（技能向上及び活動支援）

#### 第6条

- 1 府は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、京都府肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 府は肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、府や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

（守秘義務）

第7条 京都府肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、京都府肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

(別表)

## 京都府肝炎医療コーディネーター養成研修標準プログラム

### 1 基礎編

時間	研修項目
10分以上	京都府肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
30分以上	肝疾患の基本的な知識
	京都府の肝炎対策
35分以上	肝炎ウイルス検査 医療費・検査費の助成制度 医療提供体制 相談支援体制
15分以上	肝炎患者又はその家族からの講演

### 2 応用編

時間	研修項目
30分以上	受講者の所属する機関に適した研修内容を行う

### 3 認定試験

(様式第1号)

京都府肝炎医療コーディネーター認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

(氏名)



京都府肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領第5条に定める認定を受けたく申請します。

なお、認定にあたっては、京都府肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めるところに従って適正な活動を行います。

記

ふりがな 氏名	
所属機関	(所在地) 〒 (機関名) (部署名) 京都府ホームページで所属機関名を公開することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※公開の対象は所属機関名のみで氏名は公開しません。
職種	
研修受講日	
京都府の肝炎対策について、隨時最新情報を届けます。 <input type="checkbox"/> 所属機関への送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 自宅等への送付を希望する。 (送付先) 〒	

(様式第1号)

第一号

○○ ○○ (※氏名)

## 京都府肝炎医療コーディネーター認定証

あなたは、「京都府肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領」に定める研修を受講されましたので、京都府肝炎医療コーディネーターに認定します

年　月　日

京都府健康福祉部長 ○○○○印

### <活動内容>

(要領第3条から転記)

なお、特定の医療機関等や商品への誘導は行わないこと

(様式第2号)

## 京都府肝炎医療コーディネーターネーム簿